

オーストラリアにおける国別報告書(CbCR)等の情報に係る開示について

February 2024

In brief

オーストラリア財務省は、2024年2月12日、一定のオーストラリア源泉収益を有する多国籍企業グループに対して、国別報告書(Country by Country Report:以下、CbCR)に係る情報開示を求める新たな法案¹を公表し、パブリックコメントに付しました。

この新たな法案は、オーストラリア政府が2022-23年連邦予算で公表したCbCRの情報及び他の追加的な税・財務情報の開示に係る法案に関する利害関係者からのフィードバックに対応したものであり、EU指令におけるCbCRの開示とも整合した内容として改正されています。

この法案が成立しますと、グループの親会社がオーストラリアまたは国外の事業体かどうかに関係なく、オーストラリアにおいてオーストラリア居住事業体または恒久的施設を通じて事業を行い、1千万豪ドル以上のオーストラリア源泉の収益を有する多国籍企業グループに適用されます。

また、本法案については、2024年3月5日までにパブリックコメントが受け付けられ、予定どおり本法案が成立した場合には、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用されます。

本ニュースレターでは、オーストラリアにおけるCbCR等の情報開示に係る本法案の概要について解説します。

In detail

本法案の目的については、法案説明草案によれば、投資家を含む一般市民が企業の税務情報を比較し、ある国における企業の経済的プレゼンスとその国における納税額が一致しているかどうかをより適切に評価できるよう、多国籍企業グループの税務に関する情報を公に提供することを意図したものと説明しています。

1. 適用対象となる多国籍企業グループについて

適用対象となる多国籍企業グループは、以下の要件を充足するものとして定義されています。

- 報告対象期間及び直前の期間においてCbCRの作成対象グループであること
- 報告対象期間においてグループのメンバーがオーストラリア居住事業体またはオーストラリアに恒久的施設を有すること
- 報告対象期間におけるグループのオーストラリア源泉の売上高が1千万豪ドル以上であること

従って、グループの親会社がオーストラリア居住事業体であるか国外の居住事業体であるかに関わらず、上記要件を充足する多国籍企業グループは適用対象となり、グループの最終親会社(CBC reporting parent)に報告義務が課されることになります。

¹ <https://treasury.gov.au/consultation/c2024-488354>

2. 開示対象となる情報及び適用関係等について

開示対象となる情報については、基本的にCbCRの報告対象に係る情報ですが、国ベースで開示が求められる国は、オーストラリア及びオーストラリア財務省が特定した41の国・地域²とされており、日系企業の進出が多い主な国・地域として、香港、シンガポール、スイスが国別開示の対象として含まれています。それ以外のグループが事業を行っている国・地域については、集計ベースで開示することが可能とされています（国ベースでの開示も選択可）。

開示対象となる情報については、以下のとおりとされています。

【対象グループ全体に関する一般情報】

- 最終親会社名
- グループ企業名（グループ企業のリスト）
- グループとしての税に対するアプローチ

【国ベースでの開示に係る情報】

オーストラリア及びオーストラリア財務省が指定した国・地域については、以下の情報を多国籍企業グループが事業を行っている国ごとにグループレベルで開示

- 国・地域名
- 主な事業活動の説明
- 従業員数（常勤雇用者ベース）
- 非関連者からの収益金額
- 非居住者である関連者からの収益金額
- 税引前利益（損失）
- 有形資産残高
- 納付税額
- 発生税額
- 税率差異分析（発生税額と税引前利益に対する当該国での法定税率適用税額との差異分析）
- 開示に用いた通貨

【合計額での開示に係る情報】

上記国ベースでの開示が求められる国・地域以外の国・地域については、国ベースでの開示に係る情報のうち、国・地域名及び税率差異分析以外の情報について、当該グループが事業を行っている国・地域の数値を集計して開示することとされています。

適用対象となる多国籍企業グループの最終親会社（CBC reporting parent）は、上記情報について、事業年度終了の日から12カ月以内に定められたフォームに従い、オーストラリア税務当局に対して提出し、オーストラリア税務当局は速やかに政府のウェブサイトで公表することとされています。

適用については、本法案が成立した場合には、2024年7月1日以降開始する事業年度から適用され、12月決算の場合は2025年12月期（3月決算の場合は2026年3月期）が最初の開示対象年度となり、2026年12月末（3月決算の場合は2027年3月末）が報告期限となります。なお、上述の情報開示義務を遵守しなかった場合には罰則の対象となることとされています。

The takeaway

オーストラリアにおいては、2022-23年連邦予算において、多国籍企業グループに対する法人所得税の透明性を確保し、より公平で持続可能な税制を確保するための政策パッケージの一環として、CbCR等に係る情報及び他の追加的な税・財務情報の開示を求める法案を公表しました。

今回の新たな法案は、パブリックコメントでのインプットも踏まえ、対象グループについてオーストラリアでの事業規模（プレゼンス）の小さいグループの除外や、国ベースでの開示を求める国・地域の限定、開示対象となる情報を基本

² https://treasury.gov.au/sites/default/files/2024-02/c2024-488354-determination_0.pdf

的に CbCR ベースの情報とするなど、EU 指令における CbCR の開示とも整合した内容として改正されています。ただし、今回の新たな法案には、グループとしての税に対するアプローチや発生税額と税引前利益に対する当該国での法定税率適用税額との差異分析に関する開示事項も含まれており、留意が必要です。

EU における CbCR の開示については、現在、EU 指令で規定されている 2024 年 6 月 22 日以降開始会計年度からの適用に向けて、オランダ、ドイツをはじめとした EU 加盟国各国において EU 指令の国内法制化の動きが進んでいます。グローバル展開する我が国企業においても、このような各国における納税情報の開示に係る法制化への対応として、税務ガバナンスのより一層の強化を図るとともに、ステークホルダーのみならず公の監視に耐え得るよう説明責任を果たすべく税務ポジションの更なる明確化に努めていく必要があるものと考えます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
グランフロント大阪 タワー A 36 階

名古屋事務所

〒450-6038

愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

野田 幸嗣

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー

井ノ口 和均

パートナー

大橋 全寿

パートナー

黒川 兼

パートナー

竹内 千尋

パートナー(大阪)

竹下 文浩

パートナー

永藤 剛基

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

パートナー

早川 直樹

パートナー(名古屋)

船谷 晃一

パートナー

水島 吾朗

パートナー(PwC 英国出向中)

宮嶋 大輔

パートナー

大和 順子

パートナー(大阪)

吉田 愛

ディレクター

藤澤 徹

ディレクター

城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.